

地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議の役割について

	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第4条第2項）
対 象	バスやタクシーに限らず、鉄道など多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送
主な協議事項	・地域公共交通の活性化を総合的かつ一体的に推進するための「地域公共交通計画」の策定及び実施に関し必要な事項	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様（路線・系統、ダイヤ、車両）等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・自家用有償旅客運送の旅客から収受する対価に関する事項
構成員	市、公共交通事業者、市民代表、道路管理者、公安委員会、学識経験者など	市、バス事業者、タクシー事業者、運輸支局、事業用自動車の運転手団体、市民代表、警察、学識経験者など
相違点	【規約に基づく独立した協議会】 ・補助金等の申請主体となりうるほか、実証運行などを実施することができる。	【規則に基づき設置する協議機関】 ・地域公共交通会議で協議が整うことを条件として、法律上の様々な手続きの簡略化等を受けることができる。
分科会	※現在、分科会協議案件なし  【過去の設置例】 ○みやま市コミュニティバス見直し検討委員会	○運賃協議会 【主な協議事項】 ・乗合旅客運送(乗合タクシー等)の運賃・料金等に関する事項 【組織】 ・副市長 ・運輸支局 ・行政区長会長 ・対象の交通事業者